



発行 東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課) ……一
- 農用地利用配分計画の縦覧……………(産業労働局農林水産部農業振興課) ……二
- 保安林の指定施業要件の変更予定……………(産業労働局農林水産部森林課) ……三
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課) ……四
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同) ……五
- 仮認定特定非営利活動法人の仮認定の失効……………(同) ……六

公告

告示

●東京都告示第千四百九十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法

第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十月六日

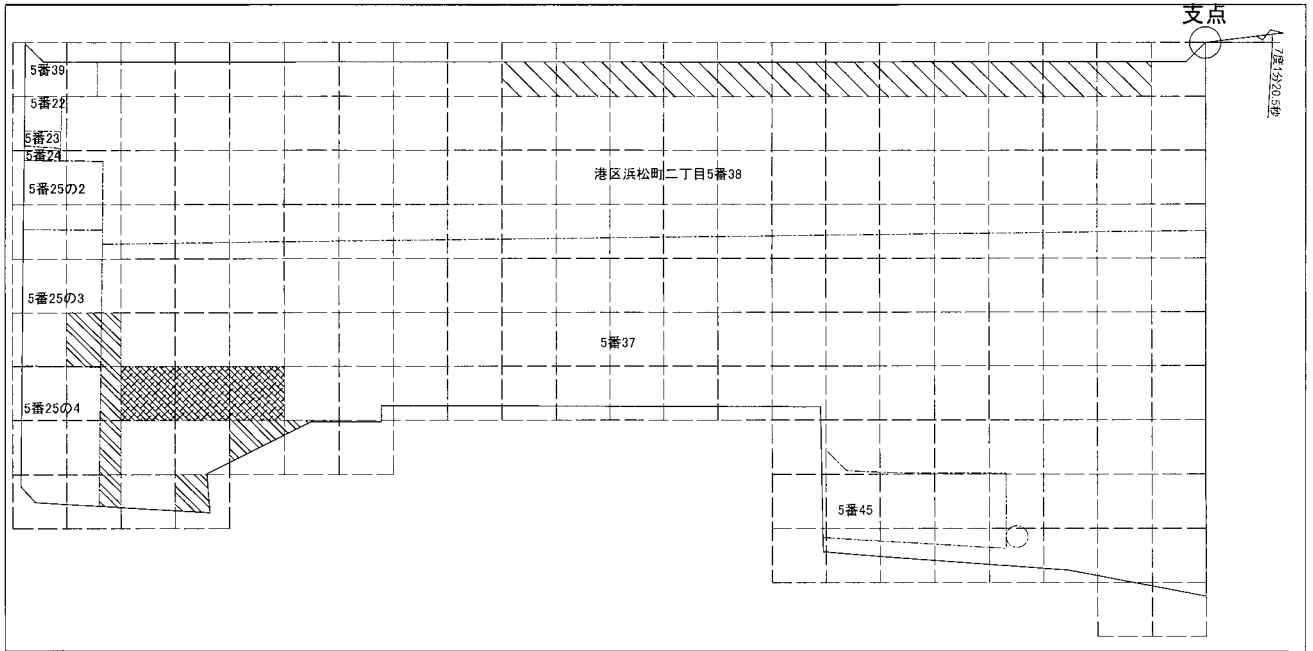
東京都知事 舛添要一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(港区浜松町二丁目地内)

- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

別図



【凡例】  
 —: 敷地境界  
 ---: 筆界  
 - - - : 単位区画  
 // : 形質変更時届出区域  
   (この告示で指定する区域)  
 // : 形質変更時要届出区域  
   (平成26年東京都告示第935号により指定した区域)  
 // : 形質変更時要届出区域  
   (平成27年東京都告示第1010号により指定した区域)

【支点】  
 支点は、港区浜松町二丁目5番38の最北端とする。  
 【格子の回転角度(7度1分20.5秒)】  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百九十五号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により公告し、当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに東京都知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年十月六日

東京都知事 舩添 要一

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を 受ける者	賃借権の設定等を 受ける土地	氏名又は名称	住所	所在地	面積(平方メートル)
伊勢崎 武二 一番	東京都八丈町 榎立二百六十 か四筆	沖山 信雄	東京都八丈町 大賀郷四千四 百九番七	東京都八丈町 中之郷二千五 百二十二番ほ か三筆	四、六三二
					五、五八八

二 申請年月日

平成二十七年九月二十八日

三 縦覧場所

東京都産業労働局農林水産部農業振興課

四 縦覧期間

平成二十七年十月六日から平成二十七年十月二十日まで

五 意見書の提出先

東京都産業労働局農林水産部農業振興課

●東京都告示第千四百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十月六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
あきる野市五日市字上入野五五六番イ、五七二番、五七九番一、五八一番、五九八番二、六〇一番一、字扇平六五六番、六五八番、六五九番、六六四番、戸倉字上田三四一番、三五八番一から三まで、三五九番、字城山四一五番一、字星竹東畑九七八番、一〇一五番、字星竹一〇二一番イ、一〇五三番、字星竹足瀬一二六七番、一二六八番、一二六九番イ及びロ、一二九一番、字盆堀割地一八三七番ハ及びニ、一八三九番、字盆堀大入一八四三番イ、一八四四番一、字牛竹二〇九四番一、二一〇三番イ及びハ、字盆堀谷千ヶ沢二四一八番ニ及びホ（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）、乙津字足瀬五番・八番（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）、字落合一七六番、一七八番、一七九番、一八〇番一、一八九番、二九七番二、二九八番、二九九番、三

〇一番、字宇佐竹三〇三番一、同番二、三〇四番、三二二番一、字朝日平三八七番から三九〇番まで、四〇一番、四〇三番、四〇四番、字畔荷田八五八番ロ、八五九番、養沢字養沢二三七番・二三八番一（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）、字上養沢九八四番二（次の図に示す部分に限る。）及び九八五番三  
二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備  
三 変更後の指定施業要件  
（一）立木の伐採の方法  
1 主伐に係る伐採種は、定めない。  
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及びあきる野市役所に備え置いて縦覧に供する。）  
一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
西多摩郡日の出町大字久野字細尾三四九一番・三四九二番・三七四八番一・三七四九番（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、三四八九番、三四九五番ハ、三五〇二番、三五〇三番、三五〇五番、三七四八番二、三八一六番一、三八一七番、字肝要三八六三番一（次の図に示す部分に限る。）、字長井四八八五番、四

八九二番から四八九四番まで  
二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備  
三 変更後の指定施業要件  
（一）立木の伐採の方法  
1 主伐に係る伐採種は、定めない。  
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び日の出町役場に備え置いて縦覧に供する。）  
一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
西多摩郡檜原村字上元郷五四三三五番・五四三七番（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）、五四〇一番一、三、六及び八、五四三六番ロ、字本宿五五八二番七（次の図に示す部分に限る。）、字南郷五八〇六番・五八〇八番一（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）、字人里六四四五番一・六七五六番イ・六七五七番・六七七八番・六八四二番一・六八五七番一及び一三・六八五八番一（以上八筆について、次の図に示す部分に限る。）、六四四一番、六七六九番ハ、六七七〇番、六七九三番一、六八五七番一二、六八六〇番、六八一六番イ及びロ、字三都郷七三三六番イ（次の図に示す

部分に限る。)、字神戸八〇七八番(次の図に示す部分に限る。)、字樋里八七二三番一(次の図に示す部分に限る。)、八九八八番二、八九八九番一、八九九〇番一、八九九八番一、字藤原九〇五六番一・九〇五八番イ・九一〇五番・九一〇七番一・九二七八番一(以上五筆について、次の図に示す部分に限る。)、九〇九〇番一及び二、九二五六番イ及びロ、九二五七番、九二六一番一及び四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認

証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年十月六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年八月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人KHJ全国ひきこもり家族会連合会

三 代表者の氏名

池田 佳世

四 主たる事務所の所在地

東京都豊島区巢鴨三丁目四番四号

五 定款に記載された目的

この法人は、全国のひきこもり、不登校、心の健康を維持できない当事者及び当該家族に対して、月例会、家族教室等を行い、家族及び当事者のメンタルヘルスケア並びに、ひきこもり問題に關し、広く社会的理解、支援を促進すべく社会的啓発を進める事業を行い、当該案件の前進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人 Art Bridge Institute

三 代表者の氏名

港 千尋

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区九段南二丁目二番八号 松岡九段ビル

二〇四

五 定款に記載された目的

この法人は、東京を中心とする諸地域を対象とし、地域社会と連携してのアートプロジェクトの企画・運営、アート施設での合同イベント、アートの普及啓発に關する事業を行う。アートの社会に対する新たなアプローチ方法を研究、実践し、ジャンルの壁、地域の壁など分断された社会をつなぐ活動をすることで、新しいものづくりの可能性を探り、創造性豊かな社会の実現を目指す。また他団体との連携活動を行いながら、アーティストを支援するための場作りや、アートを普及させる活動を行い、より多くの人とアート、アーティストとをつなげる。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年八月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人パルテノン研究会

三 代表者の氏名

中村 行宏

四 主たる事務所の所在地

東京都青梅市仲町二百九十五番地 りそな銀行青梅プ

ラザ出張所三階

五 定款に記載された目的

この法人は、L S I の研究開発を目指す国内外の市民に対して、ハードウェア記述言語S F Lを用いた、設計支援プログラムP A R T H E N O Nおよび関連した設計ツールの知らしめ、活用することにより、学術研究のためのツールの利用と成果発表の機会を与え、これによってL S I設計技術の正しい知識を一般に広め、その技術の普及と技術修得の支援を通じて、人材を育成し、情報化社会の発展に寄与する事を目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年八月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人自律支援センターさぼーと

三 代表者の氏名

杉浦 毅和

四 主たる事務所の所在地

東京都文京区本郷三丁目十八番十一号 T Yビル三〇

二号室

五 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者のための生活及び保健、医療、福祉の増進を図るために、権利擁護及び成年後見人並びに保護者の活動を行い、その自律生活に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年八月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人情報セキュリティ研究機構

三 代表者の氏名

田辺 吉伸

四 主たる事務所の所在地

東京都品川区西五反田七丁目十七番九号

五 定款に記載された目的

この法人は、情報セキュリティの活用 to 意欲ある個人・法人で情報セキュリティを必要とする人々に対し、情報セキュリティの知識・技能の普及と自力活性化を支援します。また基準を満たす法人に対しては、外部認証取得のためのノウハウを提供し、取得・運用をできるような支援していきます。

また、情報のセキュリティにとどまらず、地域や安全に関わる活動を推進する体制の構築に意欲ある個人・法人で、セルフティプロモーション(地域や学校の安全を確保すること)を必要とする人々に対し、セルフティプロモーションの知識・技能の普及と自力活性化を支援します。また基準を満たす法人に対しては、外部認証取得のためのノウハウを提供し、取得・運用をできるような支援していきます。それによって安全な情報化社会の発展経済活動の活性化に寄与することを目的とします。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同條第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三條の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年十月六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年八月四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Learning Across

Borders

三 代表者の氏名

D w i g h t D e l o n g C l a r k (ドワイト

デロング クラーク)、谷中 修吾

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区早稲田鶴巻町五百二十四番地 サンフラ

ワー早稲田二〇五

五 定款に記載された目的

この法人は、日本の大学生および大学院生を主たる対象として、海外をフィールドとする教育プログラムを提供し、実体験に基づく学びの機会を創出することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年八月六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人いんくる

三 代表者の氏名

大瀧 眞

四 主たる事務所の所在地

東京都目黒区中根一丁目三番九号 森戸ビル三〇二

五 定款に記載された目的

この法人は、障害のある方や、その家族の生活や支援に関する相談に応じるとともに、関係機関との連携の下、障害のある方の身近な地域において、安心して生活できる地域の支援体制をつくることを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十七年八月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人くらしの助っ人

三 代表者の氏名

阿部 幸三

四 主たる事務所の所在地

東京都杉並区上高井戸一丁目八番二十号 第一島田ビル四〇二

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民及び主に一人暮らしの高齢者・体の不自由な人らを対象として、社会・経済情勢に耐えられずに、日常の問題などで窮地に陥ったり、経済的理由により困惑している弱者らが、生き甲斐のある生活を再起するために、地域や会館での講演会や相談会を開催する事等の活動を通じて、情報伝達システムの構築並びに、健康管理に関する策定及びその助言等を行うこ

とにより、社会的弱者の支援及び地域の生活環境と社会

環境の改善に努め、人々に勇気と希望を与えるセーフテ

ィネットとして活動する「助っ人」になり、健全な経済

生活の実現や、自殺者救済にも貢献し、高齢化社会にお

ける、潤いのある地域社会の構築と発展に寄与すること

を目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十七年八月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本国際がん患者支援センター

三 代表者の氏名

堀田 健治

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区新川一丁目六番十一号

五 定款に記載された目的

この法人は世界的に増加するがん患者に対して、日本の先進医療である診療技術、治療技術を紹介し、診療及び治療の機会を提供し、国際レベルの医療サービスを受けられるための支援活動を行うことを目的とする。（以上原文のまま掲載）

仮認定特定非営利活動法人の仮認定の失効に

ついて

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第六十一条の規定により、仮認定特定非営利活動法人の仮認定が効力を失ったので、同法第六十二条において準用する同法第五十七条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行

に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二

十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年十月六日

東京都知事 舩 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人ふれあいらんど小平の会

二 代表者の氏名

染谷 睦子

三 主たる事務所の所在地

東京都小平市小川町二丁目千三百四十一番地の一

二 サンプルズマリー 〇一 号

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第三十一条第一項に規定する社員総会の決議により解散したため

五 失効年月日

平成二十七年三月二十八日

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 一 簡月 三〇円 六、六〇〇円 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三三二二)一一一一(代) 印刷 電話 〇三(三三二二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

